

北谷町子どもの貧困対策について

1 内閣府子供の貧困緊急対策事業（補助率 10/10）の進捗状況

(1) 事業の目的

全国に比べて特に深刻な沖縄の子どもの貧困に関する状況に緊急に対応するため、北谷町の実情を踏まえた事業をモデル的・集中的に実施することにより、貧困家庭の子どもの福祉の増進に資することを目的に事業を行う。

- (ア) 子どもの貧困対策支援員配置事業
- (イ) 学習支援を通じた子どもの居場所(ちーたん塾)事業
- (ウ) 子どもの居場所運営支援事業（補助事業）

業務委託
場所：ニライセンター工作室

(2) 支援の状況（報告）

(ア) 子どもの貧困対策支援員

- ・支援員名称：リレーションパートナー
- ・業務内容：SSWとの情報共有、学校及び学童等への周知、ちーたん塾での学習支援及び親子面談等を実施している。

(イ) 学習支援を通じた子どもの居場所(ちーたん塾)

- ・場 所：ちやたんニライセンター地下1階工作室
- ・学習時間：月～金 14：00～19：00（※土曜日にも必要に応じて開講している。）
- ・在籍児童：19名（H28.11.25 現在）
- ・学習内容：ドリル、学校の宿題等
- ・職員体制：統括責任者 1人、アルバイト 2人 ※リレーションパートナーの協力あり。
- ・塾の様子：通塾している児童の半数以上が発達の気になる子（支援学級に在籍等）であり、発達に課題のある児童のニーズが高い。当該児童については、集中力が欠けると落ち着かなくなり、部屋を走り回る等の行為が見られることから、個別指導が必要となるため、曜日を固定する又は学習日を制限することで対応している。また、工作室の机とイスについては、工作専用であることから学習に集中できないことが課題となっている。その他、外国からの転入により、日本語を十分理解していないため学校の授業についていけない児童に対して個別支援を行っている。

(ウ) 子どもの居場所運営支援事業（補助事業）

- ・補助団体：2か所（ボランティア団体ホーム・町内ボランティアの有志）
- ・場 所：空き店舗及び児童館

- ・開設日：ボランティア団体ホーム（週2回 火・金）
町内ボランティアの有志（月2回 土曜日）
- ・支援内容：食事の提供や共同での調理、基本的な生活指導、学習支援、キャリア形成

(3) 検討事項

- (ア) 貧困対策事業における連携体制として、SSWとリレーションパートナー（貧困対策支援員）の役割分担を明確にしているが、学校によっては情報共有がしづらいことがあり、支援が必要な子に対してアプローチができないケースがある。
- (イ) ちーたん塾の支援対象者については、仕様書の中で、「北谷町教育委員会が認定する要保護及び準要保護の児童がいる世帯に属し、当該事業に申し込みをした小学生」と定めていたが、ひとり親世帯については必要性が高いと思われるため、準要保護世帯だけでなく児童扶養手当受給者まで対象を広げたいと考えているが、場所について協議が必要である。（※予算については、沖縄県ひとり親家庭等生活向上事業補助金（補助率3/4）を活用する予定）

2 沖縄県子どもの貧困対策推進交付金事業（補助率 3/4）の進捗状況

(1) 事業の目的

沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例（平成 28 年沖縄県条例第 2 号）第 1 条の規定に基づき、子どもの貧困対策を推進することを目的として市町村が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、沖縄県子どもの貧困対策推進交付金を交付する。

(ア) 就学援助の充実を図る事業

(イ) 子どもの貧困対策に資する独自事業（SSW 配置事業）

※ 上記の事業に当該交付金を充当している。